

三木市公共施設包括管理業務予想されるリスクと責任分担

リスクの種類		リスクの内容	市	受託者
共通	実施要領の誤り	実施要領記載事項に重大な誤りのあるもの	○	
	法令等の変更	施設運営等に影響を及ぼす法令等の変更	協議による	
	税制の変更	消費税及び地方消費税の変更	○	
		消費税及び地方消費税以外の税に関するもの		○
	政治、行政的な理由による事業変更	政治、行政的な理由から、本業務の継続に支障が生じた場合、または本業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の本業務実施にかかる増加経費の負担	○	
	支払いの遅延・不能	市の責に帰すべき事由によるもの	○	
		受託者の責に帰すべき事由によるもの		○
	物価変動	急激なインフレ・デフレ	協議による	
急激なインフレ・デフレ以外			○	
業務運営時	事故発生 (情報漏洩含む)	受託者の責に帰すべき事由によるもの		○
		市の責に帰すべき事由によるもの	○	
		上記以外の理由によるもの	協議による	
	事業の中断・中止・遅延	受託者の責に帰すべき事由によるもの		○
		市の責に帰すべき事由によるもの	○	
	成果物に関する欠陥・不具合による契約不適合責任	提出した成果物に欠陥や想定と異なった部分の発覚によるもの		○
	業務の引継ぎに関する費用	事業を次期事業者へ引き継ぐ場合を含む（作成した施設関連情報データの移行など）		○
	施設・設備の損傷	受託者の責に帰すべき事由によるもの		○
		市の責に帰すべき事由によるもの	○	
		上記以外の理由によるもの	協議による	
	クレーム・第三者損害賠償	受託者の業務に起因する事由によるもの		○
		上記以外のもの	協議による	
	上記に定めるもののほか不可抗力(暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、テロ、争乱、暴動その他市または受託者のいずれの責めにも帰することができない自然的または人為的な現象)によるリスク	災害時や事故発生時に伴う施設の破損に関する対応		○
		施設・設備・物品の復旧費用(ただし、市の所有するものに限る)	○	
		施設・設備・物品の復旧費用(ただし、受託者の所有するものに限る)		○
事業の中止・変更、延期に伴う費用		協議による		
その他	業務終了時の費用	業務期間が終了したとき又は期間の途中において業務を停止した場合における受託者の撤収費用(原状復帰経費を含む)		○